

広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第五十二号

### 広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(広島県立自然公園条例の一部改正)

第一条 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十条の三第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十条の五第一項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二項の同意又は同条第三項」を「第八条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

(広島県自然環境保全条例の一部改正)

第二条 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第二十四条第二項中「の承認を受けて」を「に協議して」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。